

# 定 款

(名称) 一般社団法人 秋田県作業療法士会

# 一般社団法人 秋田県作業療法士会 定 款

## 第 1 章 総 則

(名 称)

第 1 条 この法人は、一般社団法人秋田県作業療法士会という。

(事務所)

第 2 条 この法人は、主たる事務所を秋田県秋田市に置く。

(目 的)

第 3 条 この法人は、作業療法士の学術技能の研鑽及び人的資源の陶冶に努め、作業療法の普及発展を図り、もって県民医療の向上に資することを目的とする。

(事 業)

第 4 条 この法人は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

(1) 作業療法士の生涯教育に関する育成、研修事業

(2) 作業療法の普及に関する事業

(3) 作業療法対象者及びそれに関わる保健、医療、福祉関係者を支援するための事業

(4) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

(公 告)

第 5 条 この法人の公告は、電子公告とする。

(機関の設置)

第 6 条 この法人は、理事会及び監事を置く。

## 第 2 章 会 員

(種 別)

第 7 条 この法人の会員は、次の 2 種とし、正会員をもって社員とする。

(1) 正会員 理学療法士及び作業療法士法（昭和40年法律第137号）第 3 条による作業療法士の免許（以下「免許」という）を有し、かつ秋田県内に勤務あるいは在住する者で、この法人の目的に賛同して入会した個人

(2) 賛助会員 この法人の事業を賛助するため入会した個人又は法人

(正会員及び賛助会員の入会)

第 8 条 正会員は、社団法人日本作業療法士協会に入会し、かつ本会への入会の手続きを経て入会となる。

2 賛助会員になろうとする者は、入会申込書を会長に提出し、理事会の承認を受けなければならない。

(会 費)

第 9 条 正会員及び賛助会員は、社員総会において別に定める会費を納入しなければならない。

2 既納の会費その他の拠出金品は返還しない。

(会員資格の喪失)

第 10 条 正会員は、次のいずれかに該当する場合は会員資格を喪失する。

(1) 当該会員が死亡したとき

(2) 第 7 条第 1 号に規定する免許を失ったとき

(3) 会費の納入が3年以上なされなかったとき

(4) 総会員が同意したとき

(任意退会)

第 11 条 正会員は、退会届を会長に届け出ることにより、退会することができる。

2 賛助会員は、退会届を会長に届け出ることにより、理事会の承認を得て退会することができる。

(除 名)

第 12 条 会員が次の各号のいずれかに該当し正当な事由があるときは、社員総会において総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、総社員の議決権の 4 分の 3 以上の同意によって、これを除名することができる。

(1) この定款その他この法人の規則に違反したとき

(2) この法人の名誉を棄損し、又はその設立の趣旨に反する行為をしたとき

(3) 会費の最終督促に応じず、退会届を会長に提出しないとき

2 前項各号の規定により会員を除名しようとするときは、除名の議決を行う社員総会において、その会員に弁明の機会を与えなければならない。

(拋出金品の不返還)

第13条 会員が前3条の規定によりその資格を喪失しても、既に納付した会費その他の拋出金品は、返還しない。

### 第3章 役員等

(役員の種類及び選任等)

第14条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 5名以上20名以内
- (2) 監事 2名

- 2 理事のうち1名を会長、2名を副会長とする。
- 3 前項の会長をもって、法人法上の代表理事とする。
- 4 理事及び監事は、社員総会の決議によってこの法人の社員の中から選任する。但し、監事については、社員以外の者から選任することができる。
- 5 会長、副会長は、理事会の決議によって理事の中から定める。
- 6 理事及び監事は、相互に兼ねることができない。
- 7 理事のうち、理事のいずれか1名とその配偶者又は3親等内の親族（その他当該理事と政令で定める特別の関係がある者を含む。）である理事の合計数が理事総数の3分の1を超えてはならない。
- 8 理事および監事に変更があったときは、2週間以内に登記しなければならない。

(理事の職務)

第15条 会長は、この法人を代表し、会務を総轄する。

- 2 副会長は、会長を補佐する。
- 3 理事は、理事会を構成し、定款及び社員総会の議決に基づき、この法人の会務を執行する。

(監事の職務)

第16条 監事は、この法人の事業及び会計に関し、次の各号に規定する業務を行う。

- (1) この法人の会計の状況を監査すること。
- (2) 理事の業務執行の状況を監査すること。
- (3) 会計の状況又は業務の執行について、不正の事実を発見したときは、これを理事会及び社員総会に報告すること。
- (4) 前号の報告をするため必要があるときは、理事会の招集を請求し、若しくは招集すること。

- 2 監事は、法務省令で定めるところにより、監査報告書を作成する。
- 3 監事は、この法人の業務及び会計の状況を調査し、社員総会、理事会に出席して意見を述べるることができる。

(任期)

第17条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとし、再任を妨げない。

- 2 監事の任期は、就任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとし、再任を妨げない。
- 3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 4 理事又は監事は、辞任又は任期満了後において、定員を欠くに至った場合には、新たに選任された者が就任するまでは、その職務を行う権利義務を有する。

(役員解任)

第18条 理事又は監事が次の各号のいずれかに該当するときは、社員総会において、総社員の議決権の過半数であって、総社員の議決権の3分の2以上の議決によって解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 心身の故障のため職務の執行に堪えないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があると認められるとき。

(役員報酬等)

第19条 理事及び監事の報酬は、社員総会の決議によって定める。

- 2 理事及び監事には費用を弁償することができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、社員総会の議決を経て、会長が別に定める。

(顧問及び相談役)

第20条 この法人に顧問及び相談役を置くことができる。

- 2 顧問は、正会員以外の者から会長が理事会の議決を得て委嘱する。相談役は、正会員の中から会長が理事会の議決を得て任命する。
- 3 顧問及び相談役は、会長の諮問に応じて、会長に助言する。
- 4 顧問及び相談役の任期は、委嘱又は任命した会長の在任期間中とする。

- 5 顧問及び相談役は、無報酬とする。
- 6 顧問及び相談役には費用を弁償することができる。

(事務局)

- 第21条 この法人の事務を処理するために、事務局を置く。
- 2 事務局には事務職員若干名を置くことができる。事務職員は会長が任免する。
  - 3 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、社員総会の議決を経て、会長が別に定める。

## 第4章 社員総会

(社員総会の権限)

- 第22条 社員総会は、第7条に規定する全ての社員をもって構成する。

(社員総会及びその招集時期)

- 第23条 当法人の社員総会は、定時社員総会及び臨時社員総会とし、定時社員総会は、毎事業年度の終了後3か月以内に開催し、臨時社員総会は必要に応じて開催する。

(招集)

- 第24条 社員総会の招集は、理事会がこれを決し、会長が招集する。
- 2 社員総会の招集通知は、会日より2週間前までに各社員に対して発する。

(議決権)

- 第25条 各社員は、各1個の議決権を有する。

(議決権の代理・書面による行使)

- 第26条 社員総会に出席できない社員は、予め通知された事項について書面をもって議決権を行使し、又は他の社員を代理人として議決権の行使を委任することができる。この場合においては、当該社員又は代理人は、代理権を証明する書面を当法人に提出しなければならない。

(決議の方法)

- 第27条 社員総会の決議は法令に別段の定めがある場合を除き、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席社員の過半数をもってこれを行う。

(議長)

- 第28条 社員総会の議長は、その会議において出席した構成員の中から選出する。

(議事録)

- 第29条 社員総会の議事については、法令の定めるところにより議事録を作成し、社員総会の日から10年間主たる事務所に備え置く。
- 2 前項の議事録には、議長及び社員総会において選任された議事録署名人2名が、記名押印又は署名する。

## 第5章 理事会

(構成)

- 第30条 当法人に理事会を置く。
- 2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

- 第31条 理事会は、次の職務を行う。
- 1 当法人の業務執行の決定
  - 2 理事の職務の執行の監督
  - 3 会長、副会長及び業務執行理事の選定及び解職

(招集)

- 第32条 理事会は、会長が招集する。
- 2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

(決議)

- 第33条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。
- 2 前項の規定にかかわらず、一般法人法第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

- 第34条 理事会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成する。
- 2 出席した理事及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

(理事会規則)

第35条 理事会に関する事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、理事会において定める理事会規則による。

## 第6章 資産及び計算

(資産の構成)

第36条 この法人の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 会費
- (2) 寄付金品
- (3) 事業に伴う収入
- (4) 資産から生ずる収入
- (5) その他の収入

(資産の管理)

第37条 この法人の資産は、会長が管理し、その方法は、社員総会の議決により定める。

(経費の支弁)

第38条 この法人の経費は、資産をもって支弁する。

(事業計画及び予算)

第39条 この法人の事業計画書及び収支予算書は、毎事業年度開始の日の前日までに、会長が作成し、理事会の議決を経て、社員総会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も同様とする。

(事業年度)

第40条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(暫定予算)

第41条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、会長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前年度予算に準じて収入支出することができる。

2 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

(事業報告及び決算)

第42条 この法人の事業報告及び収支決算は、毎事業年度終了後、会長が事業報告書、収支計算書、貸借対照表、正味財産増減計算書及び財産目録を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、定時社員総会に報告しなければならない。

(長期借入金)

第43条 この法人が資金の借入れをしようとするときは、その事業年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、社員総会において、総社員の議決権の過半数であって、出席社員の3分の2以上の議決を経なければならない。

(剰余金)

第44条 当法人は、剰余金の分配を行うことができない。

## 第7章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第45条 本定款を変更しようとするときは、社員総会において、総社員の議決権の過半数であって、総社員の議決権の3分の2以上で議決しなければならない。

(解散及び残余財産の処分)

第46条 この法人は、一般社団・財団法人法第148条第1号、第2号及び第4号から第7号までに規定する事由による他、社員総会において、総社員の議決権の過半数であって、総社員の議決権の3分の2以上で議決を経て解散することが出来る。

2 解散のとき存する残余財産は、社員総会において、総社員の議決権の過半数であって、総社員の議決権の3分の2以上で議決し、この法人と類似の目的を持つ団体又は国もしくは地方公共団体に寄附するものとする。

## 第8章 情報公開及び個人情報の保護

(情報公開)

第47条 法人は、公正で開かれた事業を推進するために、その活動状況、運営内容、計算書類等を公開するものとする。

(個人情報の保護)

第48条 この法人は、業務上知りえた個人情報の保護に万全を期すものとする  
2 個人情報の保護に関する必要な事項は、理事会の議決により別に定める。

## 第9章 附 則

(委 任)

第49条 この定款の定めるものの他、この法人の運営に必要な事項は、理事会の議決を経て別に定める。

(最初の事業年度)

第50条 この法人の設立初年度の事業年度は、法人設立の日から平成24年3月31日までとする。

(設立時役員の名)

第51条 この法人の設立時の役員は、次のとおりである。

設立時理事	高橋 敏弘
設立時理事	高橋 芳徳
設立時理事	千田 聡明
設立時理事	高橋 恵一
設立時理事	村井 順

設立時代表理事	高橋 敏弘
設立時監事	石川 隆志
設立時監事	湯浅 孝男

(設立時社員の氏名又は名称、住所)

第52条 設立時社員の氏名又は名称、住所は次のとおりである。

設立時社員	氏名	高橋 敏弘
設立時社員	氏名	高橋 芳徳
設立時社員	氏名	千田 聡明
設立時社員	氏名	石川 隆志
設立時社員	氏名	湯浅 孝男
設立時社員	氏名	高橋 恵一
設立時社員	氏名	村井 順

(法令の準拠)

第53条 この定款に定めのない事項は、すべて一般社団・財団法人法その他の法令によるものとする。